

愛媛県国民健康保険団体連合会総会議事録

1 日 時

令和7年7月25日（金） 13時32分～14時15分

2 開催方法

オンライン

3 出席者

別紙のとおり

4 議 題

(1) 議案

議案第 1号 令和6年度愛媛県国民健康保険団体連合会事業報告並びに一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

監 査 報 告

議案第 2号 令和7年度愛媛県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算補正（第1次）について

議案第 3号 令和7年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正（第1次）について

議案第 4号 令和7年度愛媛県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正（第1次）について

議案第 5号 令和7年度愛媛県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正（第1次）について

議案第 6号 令和7年度愛媛県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正（第1次）について

議案第 7号 令和7年度愛媛県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正（第1次）について

議案第 8号 令和7年度愛媛県国民健康保険団体連合会損害賠償求償事務特別会計歳入歳出予算補正（第1次）について

議案第 9号 令和7年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（国保診療報酬支払勘定）歳入歳出予算補正（第1次）について

議案第10号 令和7年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（公費

負担医療に関する診療報酬支払勘定) 歳入歳出予算補正 (第1次) について
議案第11号 愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計経理規則の一部改
正について

(2) 報告事項

報告第1号 令和6年度愛媛県国民健康保険団体連合会職員退職手当特別会計歳入歳出予
算補正 (第3次) について

(3) その他

- 1 中期財政計画 (令和9~11年度) の策定について
- 2 本会役員の選任について
- 3 愛媛県国保会館の耐震等工事について
- 4 令和7年度国保制度改善強化全国大会について
- 5 国保連合会役員会 (理事会及び総会) の開催方法について
- 6 第66回全国国保地域医療学会の開催について
- 7 笠置記念病院の診療報酬請求訴訟について
- 8 令和7年度愛媛県国民健康保険団体連合会通常総会の日程について

5 議事の経過及びその結果

- (1) 会員総数23のうち、出席20、書面決議保険者3であり、国民健康保険法施行令第26条により準用する同法第13条の規定により本総会が成立していることを報告した。
- (2) 総会の開催にあたり理事長から挨拶があった。
- (3) 議長を選任方法については、慣例により事務局に一任され、河野 忠康 久万高原町長が異議なく選任された。
- (4) 議事に先立ち議事録署名者2名の指名を行い、全員異議なく承認された。
- (5) 議案の審議状況は次のとおりであった。

議長 議案第1号「令和6年度愛媛県国民健康保険団体連合会事業報告並びに一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」だが、決算の決定の前に令和6年度予算補正関係の報告も関連があるため、報告第1号と議案第1号を合わせて説明と報告を求める。事務局に説明を求める。

事務局 令和6年度決算の承認の前に、関連があるため令和6年度の予算補正を理事長専決により1件実施しているので報告する。

報告第1号、令和6年度本会職員退職手当特別会計歳入歳出予算補正 (第3次)

は、令和7年3月11日付、理事長専決処分により施行したので報告する。

令和6年度末に退職した職員に対し、退職金を支出するため2,445万7,000円予算補正した。以上、報告第1号となる。

続いて、議案第1号令和6年度本会、事業報告並びに一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、次のとおり承認を求めたい。

まず、令和6年度の事業報告について説明する。

国民健康保険制度は、国民皆保険の要として、社会保障制度の重要な役割を担っており、持続的かつ安定的な運営が求められる。一方、財政運営は、医療の高度化による医療費の増加、人口の減少や団塊世代の後期高齢者への移行や被用者保険の適用拡大による被保険者数の減少により、厳しい状況が続いている。

このような中、本会は、診療報酬及び介護報酬等の審査支払の確実な実施により医療費の適正化に努めるとともに、「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、国保診療報酬審査委員会と連携して、国保総合システム等のコンピュータチェックや審査基準の統一に取り組んだ。

また、国保の財政及び事業運営の主体である愛媛県と県内市町によって策定される「愛媛県国保運営方針」を軸に、国保の健全な財政運営を図るため、保険者が取組む医療費適正化の支援をはじめ、国保データベース（KDB）システム等を活用した各種データの提供や分析を行い、予防・健康づくりである保健事業の支援を積極的に行った。

具体的には、住民の健康づくり及び健康寿命の延伸など保健活動の対象や内容が拡大している県内市町保健師を支援することを目的に「愛媛県在宅保健師等会」を令和6年6月に再設置した。

本会の事業運営は、保険者等の負担金及び手数料を財源としているため、業務システム運用の内製化、ペーパーレス化等の取組によりコスト意識を持って事務の効率化を図ったほか、基幹業務である審査支払業務では、国保総合システム等の機能を活用した審査事務の効率化や「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、不合理な差異の解消に取り組んだ。

以上を背景に、令和6年度における重点事業に対する評価は次のとおりである。

令和6年度においては、

- 1 審査支払事業の充実
- 2 保険者事務共同処理事業の充実
- 3 介護保険業務の充実
- 4 保健事業の充実
- 5 第三者行為求償事務の強化
- 6 電算システムの総括管理と安定運用の実施

7 情報セキュリティ体制の維持強化

以上7項目を重点に取り組んだ。

続いて令和6年度の決算になる。

「業務勘定」は、保険者から審査支払手数料を受け入れ、人件費や委託料などの支払を経理する「事業実施のためのもの」であり、「支払勘定」は医療費や交通事故等の損害賠償金を受け入れ支払うためのものである。

一般会計及び各特別会計（全勘定）については、全会計の歳入歳出合計を記載している。歳入の合計額は5,385億3,300万円、歳出の合計額は5,376億8,500万円、歳入歳出ともに1.3%程度上昇している。繰越金は8億4,700万円、前年度比は700万円の減額となる。

各特別会計（支払勘定）、損害賠償求償事務特別会計（再掲）については、医療機関などに支払う診療報酬や損害賠償金のみを集計しており、歳入の合計額は5,347億4,300万円、歳出の合計額は5,342億6,700万円、歳入歳出ともに1.35%程度上昇している。繰越金は4億7,600万円発生しているが、こちらは医療費に関して、年度末分は概算で愛媛県から交付を受け、余剰分は翌年度に愛媛県に返金する普通交付金が大半を占めている、残りは損害賠償金の翌年度返還分となる。

一般会計及び各特別会計（業務勘定）歳入歳出状況（再掲）については、一般会計と各業務勘定のみを再掲している。手数料や負担金の受入れ、人件費や委託料等の支払などの事業運営に要する費用を集計している。歳入の合計額は37億2,500万円、歳出の合計額は33億5,300万円となり、繰越金は3億7,100万円、前年度決算と比較して、7,900万円の増額となる。

退職手当特別会計歳入歳出状況（再掲）については、退職手当の支払、積立金の処理を行う特別会計となっている。退職者が発生した際に、退職手当引当資産からこの会計に繰入れし退職金を支払う処理を行うので、歳入歳出は基本的に同額となる。

厚生労働省の令和6年度告示により、保有が認められている各積立金詳細について説明する。

令和6年度末現在で、積立合計額は29億1,900万円、前年度と比較して9,800万円増加となる。

増加の主な理由は以下になる。

減価償却引当資産は、主にシステム関係経費の減価償却費用として積立を開始したことにより3,500万円の増加。

ICT積立資産は、審査支払システムの高度化に係る費用に備えることを目的としたもので、6年度中に前年度の繰越金を原資として6,800万円の積み増し等を行ったことが原因となる。

積立金と次年度繰越金の合計額は、令和6年度末で32億9,100万円となる。

令和6年度決算に係る実費弁償方式による剰余金の判定結果として約1億2,500万円のマイナスとなり、剰余金は生じない見込みとなる。

独立監査法人による外部監査を令和7年6月に実施し、決算書や財産目録等が、令和6年度の収支の状況及び年度末現在の財産状況を適正に表示しているものと認められた。

国民健康保険の医療費について説明する、「国保診療報酬支払勘定」は歳入歳出ともに約50億円の減少となっており、国保被保険者の大幅な減少が原因と考えられる。

後期高齢者の医療費を説明する、「後期高齢者医療診療報酬支払勘定」は前年度と比較して約50億円の増加となっており、団塊世代の後期高齢者移行に伴う医療費の増大が原因と考えられる。

介護保険の給付費を説明する、「介護給付費支払勘定」は約30億円の増加となっており、こちらも要介護対象者の増加により給付費が増加したものと考えられる。

続いて一般会計及び各業務勘定について説明する。

一般会計と各業務勘定の歳入歳出の合計は、歳入、歳出ともに令和5年度を下回っているが、システムの内製化などによる業務の効率化や、退職者の不補充、入札の執行減等により、単年度収支として7,900万円のプラスとしている。繰越金の累計は、3億7,100万円となっており、国保会館の耐震化工事の議題で説明をするが、この3億7,100万円の繰越金の一部を国保会館の耐震化・長寿命化費用の一部として活用し、保険者に新たな負担を生じさせることなく工事を実施したいと考える。

「令和6年度愛媛県国民健康保険団体連合会歳入歳出決算書」の中にある本会の財産目録について、

- 1 不動産として土地1筆と建物で合計6億1,900万円
- 2 動産として6つの積立金で合計29億1,900万円
- 3 有価証券として100万円

総計で35億4,007万878円が令和6年度末現在での保有額となる。

以上が決算の説明となるが、別冊で「令和6年度決算財務諸表」を提出している。これは厚生労働省からの通知の基づき作成したもので、総会にて決算が認定されたら本会のホームページに掲載する。

議長 6月25日に松野町長 坂本監事、6月30日に東温市長 加藤監事より監査を受けている。本日は、坂本監事より監査報告をお願いします。

監事 監査報告書を読み上げ報告。

令和6年度愛媛県国民健康保険団体連合会の事業実施状況並びに一般会計及び特別会計収支決算について、慎重に監査を実施したが、何ら異常なく適正に処理されているものと認める。

令和7年6月25日 監事 坂本 浩

令和7年6月30日 監事 加藤 章

議長 監事監査の他に、公認会計士による外部監査についても事務局説明を求める。

事務局 本会が外部監査を委託している水野公認会計士事務所の公認会計士から監査報告を受けているので報告する。(令和7年6月12日実施)

「令和6年度の収支の状況及び同年度末現在の財産の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。」との意見を頂いている。

議長 議案第1号及び報告第1号について、説明及び報告したが、意見、質問はないか。

一同 (意見、質問なし)

議長 意見等ないため、採決に入る。

議案第1号を原案のとおり決定することに異議はあるか。

一同 (異議なし)

議長 異議なしのため、議案第1号は原案どおり決定した。

続いて、議案第2号「令和7年度愛媛県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算補正(第1次)について」から議案第10号「令和7年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計(公費負担医療に関する診療報酬支払勘定)歳入歳出予算補正(第1次)について」までを関連があるので、一括して議題とさせて頂く。事務局の説明を求める。

事務局 議案第2号から議案第8号までを一括で説明する。

この7議案は、令和6年度決算繰越金等に係る予算補正になり、目的としては、電算システムの高度化に対応するためのICT積立資産の造成、会館の耐震化工事の実施、予備費の確保となる。

財源は、令和6年度の決算繰越金、会館関係の減価償却引当資産の一部を取り崩すこととした。

決算繰越金に関する予算補正について、対象となる会計は一般会計及び診療報酬審査支払特別会計（国保）をはじめとする5つの特別会計の業務勘定となる。補正内容は、令和6年度繰越金の3億7,089万2,000円を財源として、1,733万3,000円をICT積立資産に積み増し、1億2,000万円を国保会館の耐震化費用に充て、残額を予備費として計上する。

減価償却引当資産に関する予算補正について、対象となる会計は一般会計となる。補正内容は、会館費用として積み立てた減価償却引当資産から2億3,776万円を取り崩し、工事費用に充てるためのものとなる。会館工事費用の財源としては、決算繰越金から1億2,000万円、減価償却引当資産からは2億3,776万円を活用する。

第三者行為求償損害賠償金（決算繰越金）に関する予算補正について、対象となる会計は損害賠償求償事務特別会計となる。補正内容は、年度末に送金を保留していた損害賠償金について、決算繰越金として処理するための予算補正となる。金額については9,032万6,000円となり、例年同様の処理を実施する。

令和6年度決算繰越金では3億7,089万2,000円の補正額をICT積立、耐震化工事、予備費にて割り振りを行っている。また、決算繰越金のうち1億2,000万円は、人件費削減等で生じた財源を耐震化工事に使用する。その結果、確保できる予備費は2億3,355万9,000円だが、令和5年度以降の予備費と比較しても同等以上の額を確保している。

議案第9号 令和7年度診療報酬審査支払特別会計（国保診療報酬支払勘定）の予算補正は、国保診療報酬の支払いにあたり、規則に基づき保険者に対して普通交付金を請求し、20市町の合計額を愛媛県から一括して受入れているが、2月診療分の普通交付金は、年度末で診療報酬の支払額が決定しないことから、概算請求を行っている。その概算の普通交付金は、支払額の確定の後に剰余が発生するため、これらを清算して市町に返還するため補正したい。補正額は3億8,508万8,000円となる。

議案第10号 令和7年度診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）の予算補正は、70歳代前半の被保険者に係る一部負担金の軽減特例措置として、国が支払う一部負担金等の一部に相当する額を、いわゆる指定公費として愛媛県に対して高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金申請を行っており、令和6年度の交付金は、概算で支払いを受けていることから、超過交付となった額を令和7年度で返還するため予算補正を行いたい。補正額は1万5,000円となる。

議長 只今の説明について、意見、質問はないか。

一同 （意見、質問なし）

議長 意見等ないため、採決を行う。
議案第2号から議案第10号の採決については、関連があるため一括して採決を行うことに異議はあるか。

一同 (異議なし)

議長 一括採決に異議なしと認める。
議案第2号から議案第10号を原案のとおり決定することに異議はないか。

一同 (異議なし)

議長 異議なしのため、議案第2号から議案第10号は決定した。
続いて議案第11号「愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計経理規則の一部改正について」事務局の説明を求める。

事務局 本会の風しん対策抗体費用支払事務及び、新型コロナウイルスワクチン接種事務は、それぞれの事業が既に終了しているため、本規則の一部改正を令和7年8月1日付けにて行いたい。

議長 只今の説明について、意見、質問はないか。

一同 (意見、質問なし)

議長 意見等ないため、採決を行う。
議案第11号を原案のとおり決定することに異議はあるか。

一同 (異議なし)

議長 異議なしのため、議案第11号は決定した。以上で議案は全て終了した。
次にその他として、8件を一括して事務局より説明する。

事務局 その他1 中期財政計画について説明する。
令和9年度から11年度の中期財政計画を立て、適正な審査支払手数料を把握したいと考えている。
財政状況は、3つの財政上の課題が存在する。

一つ目の課題は、歳入の減少。国民健康保険は被用者保険の適用拡大等による、被保険者の急激な減少により、審査支払手数料は令和4年度からの2ヶ年度で、約1,700万円の減少となっている。今後もこの傾向はしばらくの間、続くものとする。

また、本会において被用者保険の地方単独公費の審査支払事業を、平成15年度より市町から受託しているが、厚生労働省が進める診療報酬改定DXの一環として、今後、支払基金に移管することが想定されており、概算で約5,000万円の減収となる見込みである。

後期高齢者医療に関しては、レセプト件数の伸びは鈍化しており、現状の手数料総額を維持できるかは不明確な状況である。

二つ目の課題は、今後の歳出の増加。各都道府県国保連合会から国保中央会に対し、各システムの開発・運用費用や、保健事業等の業務ごとに負担金を拠出している。

現在、令和8年度以降の負担金額について協議が行われているが、昨今の物価上昇や為替レートの上昇等により、この負担金は上昇することが予想される。

三つ目の課題は、会計毎の収支のアンバランス。国保連合会の各特別会計は、独立採算かつ収支の均衡が原則だが、各制度の置かれた状況等の違いにより繰越金の多寡が発生している。特に介護については、手数料の収入増やシステムの内製化により、繰越金が増加している。

令和6年度決算の繰越金から積立金に計上する額、会館改修に流用する額を除いた額が、令和7年度の予備費として確保した額となる。

介護保険は、要介護者の増加により、予備費を約8,000万円確保できる一方、国保は地単公費の審査支払事業が終了した際には、約5,000万円の減収が見込まれ、収支が悪化することが想定される。

以上のことから、各事業、各会計における適正な審査支払手数料を把握するための財政計画の策定を行いたいと考えている。

今後のスケジュールについては、令和7年度の10月ごろまでに国保中央会負担金が決定する見込みのため、それ以降に策定の準備を行い、令和8年2月の理事会、総会で中間とりまとめを報告する。

令和8年度は、7月の理事会、総会において、中期財政計画の説明を行い、試算の結果、原則である会計毎の収支均衡が大きく崩れ、手数料の見直しが必要な場合には、その案を説明する。

ただし、見直しにあたっては、市町から国保、介護など事業毎の審査支払手数料の総額は変わらないようにできればと考えている。

その他2 令和8年度本会役員を選任について説明する。

現在の本会役員は今年度末で任期満了となり、今後の進め方などを事前に説明す

る。

役員を選任については、「平成17年度通常総会における申合せ事項」に基づき、現役員を選出する市町を中心に協議の上、次期役員選出市町を選定している。なお、理事長及び監事は輪番としており、次期理事長は東予地区、監事は市部が南予地区、町部が東・中予地区となっている。資料には現役員の選出市町と次期役員の協議案を記載している。

今後の進め方について、今年の10月頃に本会から市町国保主管課宛てに選出母体毎での協議を依頼し、翌年2月の理事会、総会にて次期役員を選任し、その後、4月の新年度に、規約に基づき、理事長、副理事長、常務理事の互選をお願いする予定。なお、役員は国民健康保険審査会の現委員の後任となる。

その他3 国保会館の耐震等工事について説明する。

本会館は法定耐用年数の到来を控え、耐震診断調査を実施したところ、3階部分に耐震性不足が判明したため、令和7年度予算を補正して工事を実施する。

財源については、令和7年度予算補正で説明したとおり、減価償却引当資産積立金と、令和6年度繰越金の一部を活用し、保険者には新たな負担を求めない形で実施する。

また、工事費用合計 3億5,776万円の主な内訳としては、工事請負費 3億4,980万円の他、工事監理業務として660万円などになる。

今後の予定は、本日の通常総会での補正予算成立を条件に、7月3日に入札を行い、落札している。今後は令和8年3月末完工を目途に進める。

予備費の推移を令和4年度から3年間記載しており、令和6年度については、耐震等工事に1億2,000万円を活用し、2億5,089万円を確保できる状況である。

その他4 令和7年度国保制度改善強化全国大会について説明する。

例年、国保の関係者が一堂に会し実施しているが、本年度は令和7年11月14日の午後1時から砂防会館で実施する。詳細が決まれば案内をするので参加をお願いする。

その他5 国保連合会役員会（理事会及び総会）の開催方法について説明する。

本会における役員会の開催方法については、令和5年7月7日開催の理事会において、12月に開催する理事会のみをオンラインで開催することで承認を得ていた。その他の役員会の開催についても、日程調整の都合等からオンラインにより実施していたが、運営に特段支障がないため、今後はオンラインによる開催を原則とする。

なお、制度改正等の重要事項に関する協議を要する場合であって、参集の意向があるときは、参集による開催とする。

その他6 第66回全国国保地域医療学会の開催について説明する。

既に案内のとおり、令和8年9月18日、19日の2日間に標記学会が、30年振りに

本県で開催され、メインテーマを「媛（ひめ）が取り持つ未来の地域包括医療・ケア～石鎚を望む伊予の国から四国、そして全国へ～」と掲げ、愛媛県から全国へ地域包括医療・ケアの取り組みを発信する。

その他7 笠置記念病院の診療報酬請求訴訟について説明する。

訴訟の概要は、平成31年2月、原告である笠置記念胸部外科から、本会の診療報酬審査による減点は不当であるとの訴えを受けたものである。対象レセプト317件の訴訟額は、①誤記及び計算誤り、②原告による訴えの取り下げ、③診療報酬請求を一部認めたことによる支払い分（診療報酬分のみ支払）、これらの理由により、最終的には8,143,965円に減額修正となった。

経緯としては、第1回の口頭弁論から第3回の口頭弁論で結審するまでの約6年間は、対象レセプト（317件）全てについて、原告及び本会が主張立証を出し合い、審理を進めた。

第一審判決では、3月28日に判決が言い渡され、裁判所は原告の請求を全て棄却した、いわゆる原告敗訴である。

その後の4月17日に、原告が高松高等裁判所に控訴した。今月17日に口頭弁論が開催され、控訴審が始まった。本会は、代理人弁護士と協議していき、あらためて本会の診療報酬審査は何ら問題がないことを主張する。

その他8 通常総会の日程について説明する。

令和7年度本会通常総会については、令和8年2月25日に開催するので、出席をお願いします。

議長 只今の説明について、意見、質問はないか。

一同 （意見、質問なし）

議長 意見等ないため、その他について終了する。

以上で本日の議決事項等すべて終了した。協力ありがとうございました。

(別紙) 「出席者」

保険者名	出 欠	出席者名 (敬称略)	
松 山 市	代理出席	福祉推進部副部長	長谷川 久 和
今 治 市	代理出席	保 險 年 金 課 長	横 山 準
宇 和 島 市	代理出席	保 健 福 祉 部 長	横 山 泰 司
八 幡 浜 市	代理出席	市 民 課 長	六 條 公 治
新 居 浜 市	代理出席	国 保 課 長	藤 原 重 昭
西 条 市	代理出席	福 祉 部 長	柏 木 潤 弥
大 洲 市	代理出席	専門員兼国保係担当係長	森 本 浩 司
伊 予 市	代理出席	市 民 福 祉 部 長	米 湊 明 弘
四 国 中 央 市	代理出席	国 保 医 療 課 長	青 木 計 一 郎
西 予 市	代理出席	市 民 課 長	二 宮 国 男
東 温 市	欠席(書面決議)	—	—
上 島 町	欠席(書面決議)	—	—
久 万 高 原 町	出 席	町 長	河 野 忠 康
松 前 町	代理出席	保 險 福 祉 部 長	金 子 貴 徳
砥 部 町	出 席	町 長	古 谷 崇 洋
内 子 町	代理出席	住 民 課 長	橋 本 一 恵
伊 方 町	出 席	町 長	高 門 清 彦
鬼 北 町	代理出席	町 民 生 活 課 長	山 本 雄 大
松 野 町	出 席	町 長	坂 本 浩
愛 南 町	代理出席	町 民 課 長	飯 田 英 功
医 師 国 保 組 合	欠席(書面決議)	—	—
歯 科 医 師 国 保 組 合	出 席	理 事 長	橋 本 成 人
愛 媛 県	代理出席	医 療 保 險 課 主 幹	松 代 祥 希